

## 高知県教育委員会 会議録

平成25年6月定例委員会

場所：教育委員室

### (1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成25年6月26日(水) 13:30

閉会 平成25年6月26日(水) 15:40

### (2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島 一久
	委員	久松 朋水
	委員	竹島 晶代
	委員	八田 章光
	委員	中橋 紅美
	委員(教育長)	中澤 卓史

### (3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	勝賀瀬 淳
〃	教育次長	中山 雅需
〃	参事兼小中学校課長	永野 隆史
〃	教職員・福利課長	彼末 一明
〃	教職員・福利課企画監	北川 圭児
〃	学校安全対策課長	沢近 昌彦
〃	幼保支援課長	勝賀瀬 真
〃	高等学校課長	藤中 雄輔
〃	高等学校課企画監	小野 広明
〃	特別支援教育課長	川村 泰夫
〃	生涯学習課長	安岡千真夫
〃	新図書館整備課長	渡辺 憲弘
〃	文化財課長	彼末 和幸
〃	スポーツ健康教育課長	葛目 憲昭
〃	人権教育課長	赤間 圭祐
〃	教育センター所長	濱田久美子
〃	教育政策課課長補佐	中平 貢正
〃	教育政策課教育企画担当f-7	溝渕 松男 (会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	近森 公夫 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 6月定例委員会を開催する。

教育長 (提案説明)

【付議第1号 平成26年度高知県立高等学校入学志願者取扱要項及び入学定員に関する議案(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

事務局	○入学志願者取扱要項について 入学者選抜に係る日程は、学校等へ早く伝え、保護者等に周知を図るために、本年3月の定例教育委員会で議決をいただいている。 例年との変更点は、成人特別選抜を実施する学校が2校増えたことのみである。
委員	再募集での学力検査は必要か。前期と後期で学力の状況は把握できるので、再募集では、面接・作文で判断できるのではないか。
事務局	現行の入学者選抜では、前期は定員の上限8割、後期で残りの2割、定員に達していない場合には再募集というように、それぞれが独立した制度であり、それぞれにチャレンジできる制度設計になっている。また、定時制については、後期から始まるという制度になっている。定員に達してなかった場合に実施する再募集であっても、そこに応募した生徒を一から見ていく意図で設計している。前期から再募集まで同一高校を一貫して受験する生徒もおり、そうした生徒の再募集に向けての努力の成果を見てもいるので意義はあると認識している。
委員	学校長とも協議し、この制度に落ち着いている。
事務局	前期と後期の2回の学力検査で、再募集に応募する生徒の学力状況はおよそ分かっているということで良いのか。
事務局	そのとおり。前期選抜は、5教科各40分、後期では、国語、数学、英語の3教科各30分になり、再募集では3科目セットにして60分にするなどの時間短縮とともに、問題数を減らして負担を少なくして、受験しやすくしている。
委員長	以前は、学力検査でかなり低い点数の生徒がおり、学校として、入学後の授業内容をどのレベルから始めれば良いかの判断材料にしたいとの要望があった。
事務局	学力検査と面接によって、当該高校に入学して、頑張っで卒業まで行けるか否かを個々に判断することとしている。
委員	人数は多くないだろうが、再募集でも学力検査を実施することは、教員の負担にはなるのではないか。

事務局	前期から後期、後期から再募集にかけて、作業が一定期間に集中する煩雑さはあるが、受検生の数は減ってくるのでしっかり対応できている。
委員	連携型中高一貫校の当該高校とそれ以外の高校の前期選抜との違いは何か。
事務局	試験内容は全く同じである。連携型中高一貫校の中学校の生徒が全て当該高校に入学してくることを想定して、入学定員を定めている。
委員	連携型中高一貫校の中学校からは、当該高校を受験すれば必ず合格するということか。
事務局	入学者選抜制度であるので、連携型中高一貫校の中学生であっても高校3年間を見据えた時に、同校を卒業することは困難であると判断されれば不合格にもなる。
委員	連携型中高一貫校に、同中学校から受験する場合と、その他の中学校から受験する場合とを比較して、選考に当たっての配慮はあるのか。
事務局	例えば嶺北高校であれば、連携型の中学校には嶺北中学校、土佐町中学校があるが、そこには嶺北高校の教員も授業に入っているので、試験内容は全く同じだが、合否を判断する際の情報をより多く持っていることにはなる。
委員	高校入学者選抜において、併設型の安芸中学校や南中学校、中村中学校と連携型中高一貫校ではどんな違いがあるのか。
事務局	中学校と高校が同居した併設型中高一貫校の中学生は、同高校に入学しようとする場合には、中学入学時に選抜されているので、学力検査を必要としない。他の中学校から南高校を受験しようとする場合には、一般の前期選抜と同じ制度で受験することになる。
委員	チャレンジ選抜Aとはどういうものか。
事務局	中学校で不登校等の経験があるなど、出欠状況に特別の事情がある者を対象とした制度で、10人の枠がある。通常の生徒が受験できる枠ではない。
委員長	実際の応募状況はどうか。
事務局	10名の定員以上の応募がある状況である。
事務局	○入学定員について 資料7Pの【 】内の数字は、同中学校の現3年生の生徒数である。これを差し引いた数が入学定員として募集することになる。 その上で、例えば中学校の生徒が、南高校に入学しない場合には、その分の定員を増やす等、弾力的に対応することとなる。
教育長	全体として見た時に、生徒減少と同じだけの定員減になっておらず、定員枠に大幅な余裕がある。
委員	中学生全体としては、何人くらい減少しているのか。

事務局 教育長	<p>私立学校も含めての推計になるが、163名の減少になる。</p> <p>本年度に限って言えば、生徒減と定員減が同じになっているが、昨年度は、生徒減に合わせた定数の削減ができていなかった。</p> <p>都市圏のように交通網が発達していれば、県内どこの学校でも通学できるので、学校間の調整も簡単にできる。しかし、本県では、郡部で過疎化の激しい地域が多く、県内にバランスよく学校を配置する必要があり、定員数と生徒数を近づける調整が難しい。</p>
委員 事務局	<p>併設型中高一貫校の場合、同高校へ入学する場合、何かを課すのか。何も課されないために、現状として学習へのモチベーションが下がる傾向もある。その改善策として、高校入試ではないが、実力テストのようなものを受けさせて、それをクリアするように指導をしている。</p>
委員 事務局	<p>その場合、他の中学校から受検する生徒と比較することができるように、同じ日に受検させるようなことは考えていないのか。</p> <p>同日は、同建物で学力検査を実施しているので不可能だが、後日、学力検査の問題を授業中に実施するなどは行っている。</p>
教育長	<p>併設中学校から同高校へ入学した生徒と、高校から入学した生徒の実力試験の平均点の結果を比較すると、併設中学校から入学した生徒の方が高い傾向がある。これは3校とも同じである。</p>
委員	<p>メリット・デメリットはあるだろうが、生徒側からすれば、併設型の中高一貫校は入試を経ないまま同高校へ入学できるが、連携型中高一貫校ではそうではなく、連携のメリットはないように見える。しかし、中学校の段階で高校の教員が授業に入るので、その際に同高校への入学を促す声かけをすることで、学習へのモチベーションを高めることができる等のメリットも生まれると思うので、そのような関わりをして欲しい。</p>
教育長	<p>現実には、連携型中高一貫校は生徒数を確保したい学校になっているが、その中学校の生徒は、連携の高校へ行かない場合も多い。</p>
委員長	<p>連携の密度の問題だと思う。県内に3つの連携型中高一貫校があるが、その地域では成功しているのではないかと。というのは、地元の高校に生徒が残っており、そのメリットはあると思う。そして、その高校から大学への進学実績も残している。連携の密度をうまく濃くすれば生徒は残ると思う。</p>
教育長 委員長	<p>連携の仕方に課題があることは確かである。</p> <p>入試制度でメリットは見えないが、メリットを作らなければならない。地域としても子どもたちを地元に残したいだろうし、保護者も巻き込み、6年間を地域で育て上げるようにする必要がある。</p>
事務局	<p>連携型中高一貫校の中には、7割が同高校へ進学しているところもある。いかに連携の密度を高め、魅力ある高校にしていくかが課題である。</p>

委員	連携型中高一貫校のある地域は、交通の不便な地域なので、高知市内の高校でないと望む大学に進学できないのではなく、同高校に行けば、自分のキャリアが作れるようにしてあげることが大事である。そして、その仕組みがうまく回るようにしなければならない。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 平成26年度高知県立中学校入学志願者取扱要項及び入学定員に関する議案（高等学校課）】

○高等学校課長 説明

○質疑

委員	○男女別の定員規定を設けることについて 7Pの参考資料3では、安芸中学校において、志願者が定数に達していないまま、男女の数を揃えようとするようになるのか。
事務局	平成25年度の結果では、3校のうち安芸中学校のみ、志願者数が定員を割っている。これについては、中高一貫の6年間をしっかりと続けられる適性を有するかを総合的に判断して、男子は26名の志願者のうち5名が入学予定者にならなかった。今回の改定も基本的にこの考え方で、安芸中学校であれば、定員70名のうち男女各35名を目指す、適性を有している者が60名であったとすれば、そのボーダーラインを超えている児童の中において考えることとするので、男女のバランスは1:1にならない場合が多々あると思われる。
教育長	定数を割っていれば、できるだけ男女同数に近づけようとしても近づけにくいことになるのは間違いない。
委員長	平成25年度の安芸中学校の男子では、26名が志願して21名が合格しているが、今回の規定にあてはめると、21名が23名になるなどの可能性が出てくるのか。
教育長	適性を有すると判断される範囲内でなければ、合格予定者となることはないと思われる。
委員	3校とも平成24年度に極端に男女比のバランスが崩れて、平成25年度には差が縮まっているが、何か原因があるのか。
事務局	過去を見ると、4:6で女子児童が多く志願する傾向にあったが、平成24年度には、地元の中学校の状況など、色々な要素が絡み合っていて、偶然にその差が特に大きくなったと思われる。
委員	平成25年度の結果が自然な状態で、24年度が極端な結果ということか。
事務局	そのとおり。

委員	県立安芸中学校は、定員割れとなっているが、志願者を増やすための対策を立てているのか。
事務局	学校長も各小学校を訪問し、県立中学校の説明をしているが、特に東部地域は全体の児童数の減少の幅が大きく、志願者増の結果に結びついていない。その状況であっても、安芸高校の進路実績は、中高一貫校になる前と比較して、国公立進学者が増える等の結果は残している。
委員	県立安芸中学校が生徒を集めることで、周辺中学校の生徒数減などの影響も出ているのではないか。
教育長	その問題もある。また、強い進学希望の児童は、高知市内の私立学校へ進学している実態があり、県立安芸中学校を志願しようとする児童はあまり多く出てこないの、増える見込みは少ない。また、今後も東部地域で子どもの数が増える見込みは少ないので、再編を検討しなければならない状況である。
委員	安芸中学校で定員を割るような志願者の状況で、「定員 70 名（男女各 35 名程度）」というのはどういった考えからか。
教育長	「定員 70 名（男女各 35 名程度）」というのは、基本姿勢である。
委員長	本来は、適正だけで判断すべきであるところを、1 : 1 に近づけようとする考え方の 1 つには、県立中学校が女子を多く合格させれば、地元中学校で、男子が多くなることへの影響を少なくしようとする地元中学校への配慮があるだろう。また、中学校は、義務教育であることから、男女同数が望ましい（教育実施上の配慮）ことを踏まえていると思われる。本来は、男子も女子も能力のある者から順番に合格となるところだろうが、そうした 2 つの視点からの変更である。
事務局	8 P の参考資料 4 には、他県の男女比率の制限等の状況を示している。要項等で明確に規定している県もあれば、“このような考え方で募集する”と規定している県もある。
委員長	他県のこの例は、男女同数を入学させたいとの意欲を示しながら、実際は適性で判断していることから、同数にはなっていないということか。
教育長	そのとおり。また、他県では受験生が多いことから、これができるだろうが本県はそれほど多くない。
委員長	適性を有する者を入学予定者とし、無いと判断されれば、入学予定者とならないことが原則で、男性が示した数に足りなかったとしても、適正が無いと判断された男子から入学予定者として補うことはないということか。
教育長	そのとおり。ボーダーラインのところで、男子と女子の点数を比較して、女子が落ちることはある。ただし、この男子が一定のレベルの適性を有していなければならない。

委員	<p>他県でも、定員を明確にしている県と、“程度”“おおむね”と分けている県がある。志願倍率が高いところは、その規定で分けることができると思うが、高知県の場合、定員割れをしている中学校があるので、一律に書けない部分がある。男子が少ない分、女子を余計に入れるように配慮をしておかなければならないことは分かるが、一方で横浜市のように、その場合にどうするかを明確にしている表現がある。高知県の場合、この「男女各 35 名程度」の“程度”をどう解釈して読めばいいのか、明記されていないので曖昧である。この場で議論している中では、何となくわかるが、適性という判断で、“程度”をどのように解釈するのかということが曖昧だと思う。また、安芸中学校と中村中学校は 2 クラス設定だが、男女同数とすると、35 人学級というところで、すでに問題があると思う。この際、定員を 72 名にして、1 クラス 36 名ずつにすると男女 18 名の同数になるのではないかと。70 名であれば、必ずどちらかが 1 名多いクラスになってしまい、行事等の時に同数が良かったということになるのではないかと。</p>
教育長	<p>男女同数のクラスにするために定員を 72 名にする議論もしたが、実際に男女各 35 名には、なかなかならないのではないかと結論で、従来の 70 名の枠は変更しなかった。</p>
事務局	<p>横浜市のように厳密に規定することは、志願者の多くない高知県では現実的に難しい。</p>
教育長	<p>また、倍率によって変わることから、3 校が同じ基準にならないと思われる。</p>
委員	<p>適性検査の評価を A B C 評価から今回、点数化して評価しようとしている。そうすると序列化がはっきりしてくると思う。それにあわせて、定員の男女同数化を一遍に行うと、ボーダーラインぎりぎりのところの児童の調整が、今までであれば、曖昧な部分で人数調整されてきていたところが、点数評価になることでボーダーラインの調整が難しくなってしまうと思う。それこそ男子より点数の良かった女子が不合格になる不平等が起きてしまうのではないかと懸念する。この部分は各学校の判断に任せることになるのか。</p>
事務局	<p>今までの適性検査は、大きく一括りにして活用能力を見るようにしていたが、今回は適性検査 A と B に分けて、段階的に解いていくことができるようにするなどして、男女とも同レベルの得点ができるように改善しようとしている。作文では、女子児童の方が高い評価となる傾向にあるとの報告を学校からも受けているが、適性検査で男子もしっかり得点できるような問題にしているのも、総合的には同じレベルに近づくのではないかと考えている。</p>
委員	<p>最終的には、男女の定数を設けることはいいと思うが、これまでの制度で 4 : 6 の男女差ができたのであり、今回、試験時間や適性検</p>

事務局	<p>査の内容等も変えたりしようとしていることから、あえて同時期に男女数にも踏み込んだ改定をする必要は無いのではないか。適性検査を変えることで、男女差がどのようになるのかも分からない。今までどおりになるかもしれないし、変わるかもしれないので、もう少し様子を見てもいいのではないか。</p>
事務局	<p>女子が多いというアンバランスな形での学校運営が続いていることもあり、この課題を改善する方法があるとすれば、このような定員の定め方だと考えている。結果的にどのようになるのかは不明だが、課題を留置しておくのではなく、やれることは早めに対応したい思いがある。結果を見ながら、改善すべき点は改善していきたいと考えている。また、様子を見て同じ結果ではないかと想定しているし、市町村教委への影響も考えると、早く実施すべきだと考えている。</p>
教育長	<p>委員が仰るように、以前の適性検査に比べれば新しい適性検査はより点数化される。その面で見れば、以前は基準に何も書いておらず曖昧であったことから、男子を無理に合格させやすかったのではないかと指摘もありやりづらい。今度は、明確に35名程度という指針があるので、成績で言えば逆転があるかもしれないが、学校現場としては選考しやすくなると思われる。</p>
委員	<p>そういう意味では、現行のABCの3段階で評価するにしても、現実的に並べているのではないかと。例えばBの児童がたくさんいたとしても、何らかの基準で並べているのではないかと。</p>
事務局	<p>各学校では、適正検査の評価をABCと付けているが、問題によって、同じAであっても軽重を付けるなど、学校の指針的なものを設けて一定は並べている。</p>
委員長	<p>入学予定者とするか否かの判定の際には点数化はせずに、ボーダーラインは、正答箇所等によって当該中学校への適性を判定することになるのか。</p>
事務局	<p>全てがAの児童と全てがCの児童とであればはっきりするが、AやBが混在すれば、団子状態になるので、一人ひとりを見ながら判定をしている。</p>
委員	<p>適性検査の内容の表記が非常に難しいが、「国語」、「算数」、「社会」等として分かりやすくできないのか。</p>
事務局	<p>併設型中高一貫校の設置（平成14年）当初から、学力検査の実施は禁止されている。ただし当該校に向いているか否かの適性検査は当然あってもいいだろうとの文科省からの通知があった。これは、過度の受検競争になることを避けるためである。私立学校のように学力検査を行って合否を決めることをしてはならないとしたもの。現実には、小学校で学んだ範囲をベースとして、能力を見る適性検査となっている。能力を見る際には、例えば、国語の能力を見るので</p>



	<p>はなく、国語の範囲の中のこの部分の能力を見るという検査の方法である。要は教科の学力検査を行ってはいけないとされているため、このような適性検査としている。</p>
委員	<p>他県も似たようなことを行っていて、実態とかけ離れているようであれば、国の方針を変えてもらわなければ本筋からずれていくのではないか。</p>
教育長	<p>高等学校の再編振興計画の検討委員会の中では、併設型中高一貫校は進学ニーズに応えるべきとの意見もあり、適性検査の在り方も検討する必要があるとの提言もいただいている。</p>
委員長	<p>“程度”が学校によって解釈が異なってしまう可能性は出てくるが、“男女各35名程度”とすることに異論はないか。</p>
委員	<p>“程度”を削除してしまうと問題になるのだろうか。現在70名の定員のところを、35名を超えて女子（男子）を入学予定者にしないとするとどのようにすれば、入学者が定員を下回ることは起こりえるが、今の志願状況からすると、さほど大きな問題にならないように思う。</p>
教育長	<p>男女35名と割り切ってしまう考え方もあるが、学習に付いて来られない生徒を入学させなければならなくなる可能性がある。</p>
委員	<p>適性が無いと判断されれば、合格させないのではないか。</p>
委員	<p>安芸中学校は定員割れをしているが、南中学校は定員をオーバーしているので、適性に沿って判断ができると思われる。</p>
委員	<p>定員をオーバーしていれば、定員どおり入学予定者とすることができる。現行では、定員を下回っていても、適性で判断して可否としているのだから、そこは変わらないと思う。</p>
教育長	<p>そうではなく、男女各35名となった時に、女子は35名を入学予定者とした時に、男子は30名となることがある。安芸中学校のように志願者数が、定員を完全に割っている場合はいいが、志願者数が定員を少しだけ超えている場合にどうかということが出てくる。</p>
委員	<p>その場合に、女子を余分に入学予定者とする、せっかく男女バランスを揃えようとしている時にますます男女バランスが崩れてしまうのではないか。</p>
委員長	<p>男女バランスを揃えたいとの意図で実施しても、結果的にそうならない事態が出てくる可能性はあると思う。</p>
委員	<p>“程度”と言ってしまうと、何を基準にするのかという部分で、適性検査のことを具体的に明記しないと、何をもちて“程度”とするのが難しくなるような気がする。</p> <p>“程度”をなくすことで、「今までどおり適性で判断しています」ということが言いやすいと思う。</p>
教育長	<p>逆に言えば、男女とも35名以上を入学予定者としないとことにすれば、定員を割ってしまう。</p>

	絶対にこうならなければならないということはないだろうが、定数を決めておいて、男女数が近づくように少しでも改善しようとするものである。
委員	義務教育なので、そこは“程度”でもいいと思う。
委員長	提案の背景には、周辺市町村の男女のバランスや教育効果を考えて、できるだけその課題を解決したいとの思いがある。
委員	受検する側からすれば、自分より成績の下の人が入学予定者となるようなことがあれば、不公平ではないかという気持ちになるだろう。これをどこで判断するかを考慮するために“程度”という言葉を入れているのだろうが、かえって曖昧になる面もある。この部分の判断が難しい。ある程度斟酌して判断するために“程度”としているが、受検する側がどのように受け止めるかにもよると思う。
委員長	男女各 35 名としてかっちり切ると分かりやすいが、結果として、36 名と 34 名ということも在り得るという意味の“程度”であると思う。これをいかに斟酌するかになるだろうが、結果として曖昧さは残る。
委員	この場合の“程度”を表現する適切な言葉はないだろうか。
委員長	男女同数にしようとすることに異論がないようであれば、後は“程度”の問題になると思う。
委員長	他県では、“程度”を入れている所もあれば、入れていない所もある。入れていない所であっても、“程度”で判断して、定員を割るようなことはないと思われる。
事務局	確認したが、定員を超える応募があった学校で、入学内定者数が定員を割ったケースはないとのこと。 倍率が 4～5 倍のところでは、男女とも多く応募してきているので、実質ほぼ男女同数を入学予定者とできているそうである。
委員	“男女各 35 名を基本とする”ようにしてはいかがか。
委員長	あまり変わらないような気もするが、いずれにしろ定員を充足するようにはしなければならない。ただし、適性によって判断するだけに、完璧には半々にはならないと思われる。ある程度の曖昧さを残しながらの運用になる。
委員	“基本とする”と“程度”の意見があるが、いかがか。 受検する側からすると、男女どちらも倍率が 1 倍を超えても、結果として入学予定者は同数ではない場合があるのかの疑問が残る。適性の順位付けをして、それに基づいて判断するのか。だとすると、男女でボーダーラインが変わってくるという前提になる。 “程度”という言葉は、「ボーダーラインは男女によって少しは違うかもしれない」ことになってしまい、ますます曖昧である。 「ボーダーラインは多少違っていても、定数は確保する」ということでもないわけである。 このことを明確にするのであれば、“程度”は誤解を招くことになり

	<p>そうである。</p> <p>8 Pの参考資料4の東京都の記載のようにすれば、判断基準が明確になる。</p>
委員	
教育長	<p>これに近い表現を考えていたが、これを結果としてみれば、“程度”になるとの判断から、削除した。</p>
委員	<p>具体的に、“程度”をどう扱うかについては、東京都のように書いた方が明確で、判断基準もはっきりしているように思う。</p>
委員	<p>定員は“程度”としておきながら、ただし書きを記載してはどうか。</p>
教育長	<p>定員の枠外に、“程度”についての補足のただし書きを記載することがよさそうである。</p>
事務局	<p>それでは、3 Pの資料2の定員の枠外に、東京都の文章を参考にして、“程度”の解釈の文言を付け足すこととしたい。</p>
教育長	<p>文言は、委員長に一任することとしてよろしいか。</p>
委員長	<p>私に任せてもらいたい。</p> <p>定員については、原案のとおり、“程度”の文言は残し、ただし書きの文言については、私に一任させていただくこととし、後に議決をいただくこととする。</p>
	<p>○適性検査について</p>
委員	<p>要項の中では、学校が指定する検査等を行うこととなっているが、この場で議論していた適性検査は、各学校においては実施しなくてもいいということか。この3つのうちから各学校が選択すればよいということか。</p>
事務局	<p>現実には、各学校とも横並びに適性検査、作文、志願理由書、面接を行っている。</p>
委員長	<p>実施しない学校も出てくるのか。</p>
事務局	<p>各学校の判断に委ねられている部分でもあるので、実施しない学校が出てくる可能性はある。</p>
委員長	<p>各学校の実施の予定はいかがか。</p>
事務局	<p>学校長からは、全て実施するとの確認をとっている。実施する・しない及び実施事項については、実施要領に具体を盛り込むことになる。</p>
委員	<p>2 Pの別紙1では、作文、志願理由書、適性検査の中から学校が選択し、面接は必須であるように書いている。一方、6 Pの参考資料2には、志願理由書のことが入っていないが、どういうことか。</p>
事務局	<p>実際に受検する児童が受ける項目として、作文、面接、適性検査を挙げているものである。</p> <p>これまで適性検査、作文、面接ともにプロフィール型の評価をしていたが、今回適性検査を改定しようとしており、平成25年度との比</p>

委員長	<p>較として資料を作らせていただいたものである。</p> <p>適性検査は学力検査という位置付けではなく、言語・コミュニケーション等の能力の適性をみるものということによろしいか。また、従来よりも細かく見ることができる制度になるということによろしいか。</p>
事務局	<p>そのとおり。受検生からすれば、学んできた内容を順に問われながら、それについてどう考えるかを聞かれるという流れである。</p>
委員長	<p>県立中学校入学志願者取扱要項及び入学定員について、議決を求める。入学定員の”程度”について、東京都の例を参考に補足する但し書きを入れることとし、その文言は私に一任させていただくことで、原案について、賛成する委員は挙手をお願いする。</p>
各委員	<p>全員挙手</p>
委員長	<p>原案に補足の但し書きを追加することとして議決する。</p>

(5) 議決事項

- 付議第 1 号 原案のとおり議決
- 2 号 原案に補足の但し書きを追加することとして議決  
(補足の文言は委員長に一任)